



鳥取県公報

平成 29 年 6 月 30 日 (金)
号外第 59 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県行政組織規則及び鳥取県会計規則の一部を改正する規則
(39) (業務効率推進課) 3
- ◇ 訓 令 職員の任免発令規程の一部を改正する訓令 (6) (人事企画課) 6
- ◇ 人委規則 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (13) (給与課) 7

==== 公布された規則のあらまし =====

◇鳥取県行政組織規則及び鳥取県会計規則の一部改正について

1 規則の改正理由

平成30年度に開催される第3回「山の日」記念全国大会の準備及び運営並びに産業の振興、子育て支援、移住の促進等の県の施策と一体的に行う必要のある職業紹介及び県の産業界に必要な人材の確保に取り組む体制を整備するため、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県行政組織規則の一部改正

ア 生活環境部に「山の日」大会推進課を新設し、第3回「山の日」記念全国大会に関する事務を所掌させる。

イ 商工労働部雇用人材局に鳥取県立米子ハローワーク及び鳥取県立境港ハローワークを新設し、無料の職業紹介に関する事務等を所掌させる。

ウ 商工労働部雇用人材局就業支援課の県立ハローワーク開設準備室を廃止する。

エ 総務部東京本部及び関西本部の所掌事務に無料の職業紹介に関する事務等を加え、課内室等の名称を改める。

(2) 鳥取県会計規則の一部改正

生活環境部「山の日」大会推進課並びに商工労働部雇用人材局鳥取県立米子ハローワーク及び鳥取県立境港ハローワークをみなし出納機関とし、その出納員を定める。

(3) 施行期日は、平成29年7月1日とする。

規 則

鳥取県行政組織規則及び鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第39号

鳥取県行政組織規則及び鳥取県会計規則の一部を改正する規則

(鳥取県行政組織規則の一部改正)

第1条 鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
(課及び課内室等の設置)				(課及び課内室等の設置)			
第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く。				第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く。			
部局	部内局	課	課内室等	部局	部内局	課	課内室等
略				略			
総務部		略		総務部		略	
		東京本部	拉致被害者対策調整室 総務チーム 情報発信チーム 販路開拓チーム <u>産業振興・定住支援・県立ハローワークチーム</u>			東京本部	拉致被害者対策調整室 総務チーム 情報発信チーム 販路開拓チーム <u>産業振興・定住支援チ</u> <u>ーム</u>
		関西本部	<u>企業立地・移住促進・県立ハローワークチーム</u> 観光・情報発信チーム 販路開拓チーム				
略		略		略		略	
略				略			
生活環境部		略		生活環境部		略	
		緑豊かな自然課				緑豊かな自然課	
		「山の日」大会推進課					「山の日」大会推進課
略		略		略		略	
略				略			
商工労働部	雇用 人材局	略		商工労働部	雇用 人材局	略	
		就業支援課				就業支援課	県立ハローワーク開設準備室

	鳥取県立米子ハローワーク	
	鳥取県立境港ハローワーク	
略		

略			

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課～情報政策課 略
東京本部

(1)～(8) 略

(9) 無料の職業紹介及び県内企業の人材の確保に関すること（関東地域等において行うものに限る。）。

(10) 略

(11) 略

関西本部

(1)～(7) 略

(8) 無料の職業紹介及び県内企業の人材の確保に関すること（関西地域等において行うものに限る。）。

名古屋代表部～人権局人権・同和対策課 略

(生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境立県推進課～緑豊かな自然課 略

「山の日」大会推進課

第3回「山の日」記念全国大会に関すること。

砂丘事務所～くらしの安心局住まいまちづくり課 略

(商工労働部各課の所掌事務)

第11条 商工労働部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

商工政策課～雇用人材局労働政策課 略

雇用人材局就業支援課

(1)・(2) 略

雇用人材局鳥取県立米子ハローワーク

(1) 無料の職業紹介に関すること。

(2) 県内企業の人材の確保に関すること。

(総務部各課の所掌事務)

第7条 総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課～情報政策課 略
東京本部

(1)～(8) 略

(9) 略

(10) 略

関西本部

(1)～(7) 略

名古屋代表部～人権局人権・同和対策課 略

(生活環境部各課の所掌事務)

第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

環境立県推進課～緑豊かな自然課 略

砂丘事務所～くらしの安心局住まいまちづくり課 略

(商工労働部各課の所掌事務)

第11条 商工労働部の各課の所掌事務は、次のとおりとする。

商工政策課～雇用人材局労働政策課 略

雇用人材局就業支援課

(1)・(2) 略

(3) 県立ハローワークに関すること。

雇用人材局鳥取県立境港ハローワーク (1) <u>無料の職業紹介に関すること。</u> (2) <u>県内企業の人材の確保に関すること。</u>
--

(鳥取県会計規則の一部改正)

第2条 鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																										
附 則 (施行期日) 1 略 (経過措置) 2 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる所属を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、同表の右欄の職にある者をもって充てる。	附 則 (施行期日) 1 略 2 当分の間、第2条第3号及び別表第1の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる所属を出納機関とみなし、この規則の規定を適用する。この場合において、第5条第2項の規定による出納員には、同表の右欄の職にある者をもって充てる。																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; border: 2px solid black;"> 危機管理局・生活環境部原子力環境センター </td> <td style="width: 50%; border: 2px solid black;"> 危機管理局・生活環境部原子力環境センターの総務担当の課長補佐 </td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;"> 生活環境部「山の日」大会推進課 </td> <td style="border: 2px solid black;"> 生活環境部「山の日」大会推進課の課長補佐 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;"> 生活環境部くらしの安心局消費生活センター </td> <td style="border: 2px solid black;"> 生活環境部くらしの安心局消費生活センターの次長 </td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;"> 商工労働部雇用人材局鳥取県立米子ハローワーク </td> <td style="border: 2px solid black;"> 商工労働部雇用人材局鳥取県立米子ハローワークの係長 </td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;"> 商工労働部雇用人材局鳥取県立境港ハローワーク </td> <td style="border: 2px solid black;"> 商工労働部雇用人材局鳥取県立境港ハローワークの係長 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略		危機管理局・生活環境部原子力環境センター	危機管理局・生活環境部原子力環境センターの総務担当の課長補佐	生活環境部「山の日」大会推進課	生活環境部「山の日」大会推進課の課長補佐	略		生活環境部くらしの安心局消費生活センター	生活環境部くらしの安心局消費生活センターの次長	商工労働部雇用人材局鳥取県立米子ハローワーク	商工労働部雇用人材局鳥取県立米子ハローワークの係長	商工労働部雇用人材局鳥取県立境港ハローワーク	商工労働部雇用人材局鳥取県立境港ハローワークの係長	略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"> 危機管理局・生活環境部原子力環境センター </td> <td style="width: 50%;"> 危機管理局・生活環境部原子力環境センターの総務担当の課長補佐 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"> 生活環境部くらしの安心局消費生活センター </td> <td style="width: 50%;"> 生活環境部くらしの安心局消費生活センターの次長 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	略		危機管理局・生活環境部原子力環境センター	危機管理局・生活環境部原子力環境センターの総務担当の課長補佐	略		生活環境部くらしの安心局消費生活センター	生活環境部くらしの安心局消費生活センターの次長	略	
略																											
危機管理局・生活環境部原子力環境センター	危機管理局・生活環境部原子力環境センターの総務担当の課長補佐																										
生活環境部「山の日」大会推進課	生活環境部「山の日」大会推進課の課長補佐																										
略																											
生活環境部くらしの安心局消費生活センター	生活環境部くらしの安心局消費生活センターの次長																										
商工労働部雇用人材局鳥取県立米子ハローワーク	商工労働部雇用人材局鳥取県立米子ハローワークの係長																										
商工労働部雇用人材局鳥取県立境港ハローワーク	商工労働部雇用人材局鳥取県立境港ハローワークの係長																										
略																											
略																											
危機管理局・生活環境部原子力環境センター	危機管理局・生活環境部原子力環境センターの総務担当の課長補佐																										
略																											
生活環境部くらしの安心局消費生活センター	生活環境部くらしの安心局消費生活センターの次長																										
略																											

附 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第6号

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年6月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

職員の任免発令規程（昭和39年鳥取県訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
兼務の対象となる職員		兼務する所属部課所		兼務の対象となる職員		兼務する所属部課所	
略				略			
西部	地域	略		西部	地域	略	
総合 事務 所	振興 局	総務室の職 員	生活環境部「山の日」大 会推進課、西部総合事務 所福祉保健局、西部総合 事務所生活環境局、西部 総合事務所農林局、西部 総合事務所米子県土整備 局、西部総合事務所日野 振興センター日野振興 局、西部総合事務所日野 振興センター日野県土整 備局、西部県税事務所、 米子児童相談所	総合 事務 所	振興 局	総務室の職 員	西部総合事務所福祉保健 局、西部総合事務所生活 環境局、西部総合事務所 農林局、西部総合事務所 米子県土整備局、西部総 合事務所日野振興センタ ー日野振興局、西部総合 事務所日野振興センター 日野県土整備局、西部県 税事務所、米子児童相談 所
略		略		略		略	
略				略			

附 則

この訓令は、平成29年7月1日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月30日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

鳥取県人事委員会規則第13号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
組織		職	区分	組織		職	区分
知事の 事務局	本庁	略	3種	知事の 事務局	本庁	略	3種
		課長（農業大学の 課長を除く。） 副本部長 名古屋代表部の部長 行財政改革局職員人 材開発センターの所 長 副局長 官房長 衛生環境研究所の所 長 砂丘事務所の所長 ぐらしの安心局消費 生活センターの所長 山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館の 館長 鳥取県立ハローワー クの所長 農業大学の校長 企画調整幹（人事委 員会が承認したもの に限る。）				課長（農業大学の 課長を除く。） 副本部長 名古屋代表部の部長 行財政改革局職員人 材開発センターの所 長 副局長 官房長 衛生環境研究所の所 長 砂丘事務所の所長 ぐらしの安心局消費 生活センターの所長 山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館の 館長 農業大学の校長 企画調整幹（人事委 員会が承認したもの に限る。）	
		略				略	
略				略			
別表第2（第3条関係）				別表第2（第3条関係）			
略				略			
備考				備考			

<p>1 この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。</p> <p>(1) 知事の事務部局の本庁のうち東京本部、関西本部、名古屋代表部、行財政改革局職員人材開発センター、衛生環境研究所、砂丘事務所、くらしの安心局消費生活センター、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、<u>鳥取県立米子ハローワーク、鳥取県立境港ハローワーク及び農業大学の職</u></p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>2 略</p>	<p>1 この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。</p> <p>(1) 知事の事務部局の本庁のうち東京本部、関西本部、名古屋代表部、行財政改革局職員人材開発センター、衛生環境研究所、砂丘事務所、くらしの安心局消費生活センター、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館及び農業大学の職</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>2 略</p>
---	--

附 則

この規則は、平成29年7月1日から施行する。